

4 高取町の推進する食育

近年、社会経済を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、ライフスタイルや価値観・ニーズが高度化・多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化しています。

簡便化・外食化が進み、便利な社会になった一方で、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れによる生活習慣病の増加、また家族と暮らしている環境下において一人で食事をとるいわゆる「孤食」や家族一緒にの食卓で特段の事情もなく別々の料理を食べるいわゆる「個食」など「食」に関わる問題が生じています。

このような食をめぐる状況に対処し、その解決を目指すため、国は、『国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むこと』を目的として、平成17年6月、「食育基本法」を制定しました。これに基づき、平成18年3月には「食育推進基本計画」が策定され、5年にわたり、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な主体とともに食育を推進してきましたが、生活習慣の乱れからくる糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をとるいわゆる「孤食」が依然として見受けられること、あるいは高齢者の栄養不足等、食をめぐる諸課題への対応の必要性はむしろ増していることから、今後の食育の推進に当たっては、単なる周知にとどまらず、国民が「食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めること」を旨として、生涯にわたって間断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築を目指すとともに、食をめぐる諸課題の解決に資するように推進するため、平成23年3月、「第2次食育推進基本計画」が策定されました。

本町では、「高取町総合計画」を基に食育の推進を展開していますが、今後さらに、町民が生涯にわたって健全な心身をはぐくみ、豊かな人間性を培っていくために「食」の大切さを再認識し、食育をより一層推進していきます。

5 計画の体系(ライフステージと分野の体系)

	第3章 分野別の取り組み(健康増進計画)							食育計画
	栄養食生活	身体活動と運動	歯の健康	生活習慣病	たばこ	休養とこころ	がん	食育
乳幼児 (0～6歳)	○	○	○			○		○
学童期 (7～12歳)	○	○	○			○		○
少年期 (13～19歳)	○	○	○			○		○
青年期 (20～39歳)	○		○		○		○ 女性のみ	○
壮年期 (40～64歳)	○	○	○	○	○	○	○	○
高齢期 (65歳以上)	○	○	○	○	○	○	○	○